

令和7年度第1回水質基準逐次改正検討会 議事録

日時：令和7年10月24日（金） 15:30～17:00

場所：オンライン方式

事務局

定刻となりましたので、ただ今より令和7年度第1回水質基準逐次改正検討会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

令和6年度から水道水における水質基準の策定等は、環境省に移管されているところでございます。

令和6年度の本検討会では、PFOS、PFOAについての検討を行うために、PFOS、PFOAにかかる水質の目標値等の専門家会議と合同で開催としておりましたが、今年度は、従来通り、全般的な水質基準についての見直しについて、単独で開催となっております。

議事に入る前に、報道関係の皆様へのお願いでございます。

配信されている開催案内に記載したとおり、報道等への動画、画像の御活用にあたっては、これから実施させていただきます開催挨拶終了までとさせていただきます。

それでは始めに開催にあたりまして、環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室長の東よりご挨拶申し上げます。

東室長

環境省水道水質・衛生管理室長の東でございます。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

ご案内の通り、逐次改正検討会につきましては、主に水質基準項目や水質管理目標設定項目の評価値の見直しなどを検討する場でございまして、毎年定期的に開催しているところでございます。

昨年度は、主にPFOS、PFOAの基準値の策定に関する検討に注力したところでございます。この6月24日に合算で50ng/Lと定められ、来年4月からPFOS、PFOAにつきまして、水道事業者等による検査と遵守が義務化されることとなりました。

本日は、PFOS、PFOAから一旦離れまして、PFOS、PFOA以外の項目の検討を進めることとしております。

職安委の評価を踏まえた農薬類の目標値の見直しにつきまして、事務局案についてご議論いただく予定でございます。

また、衛生管理の一環といたしまして、浄水場などの水道施設に勤務している職員の健康診断につきましても、その頻度の見直しにつきまして、事務局からご提案させていただきたいと考えております。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、忌憚ないご意見をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

本日の水質基準逐次改正検討会の委員の出席状況でございますが、8名の委員全員にご参加いただいております。参考資料2に委員名簿がございます。画面へ共有させていただきます、ご紹介に代えさせていただきます。

なお、運営要領により、座長は第1回検討会において構成員の中から選出することとしておりますが、事前に松井委員を座長に推薦し、委員の皆様からご了承いただいていることをご報告いたします。

本日の資料につきましては、事前に委員の皆様にお送りさせていただいたところですが、議事の進行中も該当の資料を画面上に表示してまいり

ますので、画面をご覧頂ければと思います。

また、報道関係の皆様におかれましては、報道に使用可能な映像の範囲は冒頭からここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

委員の皆様におかれましては、会議中、ビデオの設定はオフにしていただいても差し支えありませんが、ご発言される場合は、まず挙手ボタンを押していただき、座長から指名を受けた後にビデオをオンにしていいただき、ご発言をお願いいたします。

委員指名の差配は、松井座長をお願いいたします。

事務局の方でも、挙手の状況を見まして、座長にお伝えするようにいたします。

それでは松井座長、よろしくお願いいたしますします。

松井座長

松井でございます。それでは、今回もよろしくお願いいたしますします。

では、議事に入ります。最初の議題は、水質基準の見直し等についてでございますが、資料1をご覧いただきますと、1、2、3というふうに章立てになっております。まず最初に、前半の1と2につきまして、事務局からご説明をいただき、質疑をいただきたいと思います。それでは事務局よろしくお願いいたしますします。

事務局

水道水質・衛生管理室の武田と申します。資料1「水質基準等の見直しについて」の1と2を説明させていただきます。

1ページ目でございます。議題1における趣旨となります。

水質基準については、平成15年の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」で最新の科学的知見に従い逐次改正方式により見直しを行うこととされており、令和6年の水道行政の移管後は、環境省が水質基準逐次改正検討会を設置し、所要の検討を進めております。

今回は、検出状況、食品健康影響評価の新しい評価等による見直しを検討いたします。

1ページ目の下側には、答申の一部と現在の体系図を抜粋しております。

2ページ目に移ります。資料1の2、水質検査結果に基づく水質基準項目および水質管理目標設定項目の分類見直しについてです。

表1が分類の要件となり、第8回厚生科学審議会生活環境水道部会です承されたものになります。

こちらに従って、分類変更の検討を行いました。

(2) 集計及び検討結果に参ります。

水質基準項目等の検出状況のデータについては、別資料の資料1参考1に取りまとめておりますので、後ほど説明させていただきます。

令和5年度までの水質検査結果を集計し、分類要件に基づき項目を整理したところ、水質基準項目である陰イオン界面活性剤及び水質管理目標設定項目であるペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（以下、PFOS及びPFOAとします。）が分類変更の項目に該当しました。

その結果は3ページの表2にまとめております。

農薬類については、水質基準への分類変更を検討すべき項目はありませんでした。

集計結果は、3ページの表3にまとめております。

PFOS及びPFOAは、令和8年度より水質基準項目となりますことから、陰イオン界面活性剤についてのみ検討を行いました。

陰イオン界面活性剤は性状に関わる項目であり、平成 15 年 4 月 28 日厚生科学審議会答申において、色、濁り、匂いなど生活利用上障害の生ずるおそれのある項目については、水道水の性状として基本的に必要とされる項目を選定し、障害を生ずる濃度レベルをもとに評価を行い、評価値を設定したとあります。

非イオン界面活性剤と合わせて発泡に関する項目となっております。

4 ページ目に移ります。

令和 5 年度第 1 回本検討会において、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で基準値の 10%超過が確認されない場合は、出荷量および排出量の状況等を考慮しながら、定期的に目標設定項目への変更を検討するとしており、別紙の資料 1 参考 1 より、当該 5 年間に於いて、基準値の 10%超過は確認されませんでした。

特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律の第 1 種指定化学物質に位置づけられている 3 種の陰イオン界面活性剤の出荷量および排出量を確認した結果を、図 2 及び図 3 にまとめております。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、いわゆる LAS は令和 4 年度減少傾向を示していましたが、令和 5 年度は上昇に転じておりました。

ポリオキシエチレン＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム、いわゆる AES は平成 31 年度まで増加傾向にありましたが、令和 2 年度以降は横ばいから減少傾向で推移しています。

ドデシル硫酸ナトリウム、いわゆる AS は上昇傾向を示す時期もありましたが、令和 4 年度以降は減少しています。

5 ページ目に移ります。

水質汚染事故の件数を表 4 に、原水における陰イオン界面活性剤の検出状況を表 5 にまとめております。

平成 30 年度から令和 5 年度にかけて、界面活性剤を原因とする事故が多い年度で 8 件発生していました。

また、原水の検査では、水質基準値を超過する事例が確認されておりました。

今回、水道における検出状況調査を行った平成 30 年度から令和 4 年度は、LAS の出荷量・排出量推計値が低い時期ではありましたが、令和 5 年度に LAS の出荷量・排出量推計値が上昇に転じています。

また、LAS は直近の水質汚染事故における汚染原因物質の一つと考えられ、原水中でも検出されていることから、引き続き水質基準項目として据え置くこととし、令和 6 年度以降の出荷量、排出量推計値を注視しながら、見直しの検討を継続する方針を事務局から提案いたします。

松井座長

以上でしょうか。

ありがとうございます。それでは、委員の皆様から、ご質問、ご意見があればお願いします。

浅見委員、お願いします。

浅見委員

浅見でございます。ありがとうございます。

他に特にご意見がないのかということですが、拝見しますと、ほとんど検出されていないものの、最近の傾向ではまだ完全な減少とまでは言えず、事故の原因になっているケースがあるということで、引き続き注視しながら、項目として残していくという方針は、やむを得ないかと思われました。以上です。

松井座長 他にございませんでしょうか。

広瀬委員 広瀬委員、お願いします。

松井座長 私のほうからは特に浅見先生と同じような意見でして、検出頻度が下がっているように見えているのは確かにあるのですが、見ようによっては2020年頃からということは、コロナ禍の影響などもあったのかもしれないと考えると、またしばらく様子を見るというのは同意いたします。以上です。

松井座長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。私も、広瀬先生からのコメントと同じで、事務局案の通りでよろしいかと思います。

事務局 それでは、議事を進めたいと思います。ありがとうございます。続きまして、議題1の、資料で言うと3番でございます。事務局からご説明をお願いします。

事務局 資料1の3を続けて説明させていただきます。

事務局 6ページ目になります。

事務局 農薬類については、令和7年度時点で水質基準に位置づけられている物質はなく、水質管理目標設定項目の一つとして農薬類が定められています。

事務局 水道水（浄水）における農薬類の評価方法は、個々の農薬について検出値（濃度）を目標値（濃度）で除した値を計算し、それらを合算した値が1を超えないこととする総農薬方式を採用しており、測定を行う農薬は、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定することとされています。

事務局 検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬115物質が対象農薬リスト掲載農薬類として整理されていますが、これらの農薬以外の農薬についても、地域の実情に応じて測定を行い、総農薬方式による評価を行うこととされています。

事務局 農薬類の分類区分は、対象農薬リスト掲載農薬類のほかに、要検討農薬類やその他農薬類などがあり、その内容は表6にまとめております。

事務局 なお、参考情報としまして、水質管理目標設定項目は、一般環境中で検出されている物質や、今後水道水で検出される可能性がある物質などを、水道水質管理上留意すべき物質として設けているものです。

事務局 同項目の一つである農薬類については、水道原水中に存在していた農薬が水道水中に残ってしまう場合などを考慮して目標値を設定しており、水道水を作る過程で農薬を入れることはありません。

事務局 目標値とは、目標とする濃度ではなく、これを超えないことが望ましい濃度のことであり、水道水中ではなるべく低い濃度であることが望ましいとする考え方です。

事務局 このため、水質管理の目安となる目標値を設定しているものです。

事務局 では、7ページに移ります。

事務局 令和7年6月末までの内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果のうち、未検討のものを表7にまとめております。

事務局 評価値の算出方法は、内閣府食品安全委員会が設定した許容一日摂取量（ADI）を用い、1日2L摂取、体重50kg、割当率10%として算出しました。

事務局 この結果、対象農薬リスト掲載農薬類である1,3-ジクロロプロペンは、現行の評価値と異なる評価値が得られたことから、見直しを行う必要があると考えられました。

また、その他の農薬であるクロルタールジメチルは、新評価値が得られました。

8 ページ目の中段に移ります。

カルタップは、食品安全委員会の農薬評価書「カルタップ、チオシクラムおよびベンスルタップ（第2版）」により、ADI 等が示されています。

この3物質はいずれも動物体内においてネライストキシンを經由して代謝分解され、また毒性試験における各剤の投与による主な影響は同様であり、動物における毒性発現は主に共通代謝物によるものと推察されたことから、カルタップ評価書では、3物質を一体として総合評価が行われていました。

今回、水道での総合評価について検討を行い、表8にデータをまとめました。

9 ページ目に移ります。

カルタップ等評価書では、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩およびベンスルタップのグループADIとして、各剤のADIのうち最小値であるベンスルタップのADIを3剤のグループのADIとして設定しています。

ベンスルタップは対象農薬リスト掲載農薬類ではなく、2023年に農薬としての登録が失効したことから、近年の出荷量はゼロとなっており、水中などの分解過程においても、ネライストキシンの生成はしないものと考えられます。

チオシクラムも対象農薬リスト掲載農薬類ではありませんが、出荷量も年間20トン程度と少なくなく、環境中で水中光分解し、ネライストキシンを生成している可能性があります。

カルタップ評価書では、チオシクラムシュウ酸水素塩のADI0.021mg/kg体重/dayとされ、カルタップ塩酸塩のADIより小さな値となっております。

以上のことから、水道においてはネライストキシンとして測定しているカルタップには、チオシクラム由来のものが含まれている可能性があることから、カルタップ塩酸塩及びチオシクラムシュウ酸水素塩の両物質からネライストキシンが生成されるものとして、より安全側の観点からチオシクラムシュウ酸水素塩のADIから評価値を算定し、カルタップの目標値を変更すること、合わせて注釈にチオシクラムの分解物もネライストキシンである旨を追記する方針を事務局から提案いたします。

提案が承認された場合の手続きについてご説明いたします。

1,3-ジクロロプロペン、カルタップの目標値の改正案については、今後30日間のパブリックコメントを行い、パブリックコメントの結果を踏まえ、必要に応じて改正案を見直し、年度内に開催する中央環境審議会水環境土壌農薬部会水道水質衛生管理小委員会です承を得た上で、令和8年4月1日からの適用を目指します。

また、その他農薬類であるクロルタールジメチルの目標値を新規設定し、0.003mg/Lとします。こちらについては、パブリックコメントは実施せず、年度内に開催する中央環境審議会水環境土壌・農薬部会水道水質・衛生管理小委員会に報告した上で、令和8年4月1日からの適用となります。

以上となります。

松井座長

ありがとうございます。それでは、ご質問ご意見があればお願いします

す。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員

伊藤です。先ほどのパブリックコメントの実施の有無についてですが、実施するものと実施しないものに分かれています。この文面からはその区別は読み取れるのですが、一般にパブリックコメントの対象になる場合とならない場合の区別は、どのような基準やルールがあるのかについて確認させてください。

東室長

事務局からお答えいたします。

基本的にパブリックコメントの対象は、対象農薬リスト掲載農薬類です。要検討農薬類とその他農薬類につきましては、パブリックコメントの対象にはなっておりません。

伊藤委員

なので、クロルタールジメチルはその他農薬なので、パブリックコメントの対象にならないということですね。

ということは、農薬以外の項目についても、水質管理目標設定項目の目標値変更についてはパブリックコメントの対象になり、一方、要検討項目の目標値変更については対象にならない。そのような理解でよろしいでしょうか。

東室長

もう一度確認したいと思いますが、確かそのような整理だったと記憶しております。確認した後、先生方に共有したいと思います。

伊藤委員

お願いします。ありがとうございます。

松井座長

西村委員、手が上がっていらっしゃいますでしょうか。

よろしく願いいたします。

西村委員

西村でございます。

ご提案の内容に賛成いたします。実際に、出発物質の農薬が異なった物質であっても、代謝産物や、また酸化還元環境中での分解物が同じような物質として検出され、それが該当する農薬の毒性に関与するものであれば、環境中に存在するという事で、合算をして、その対象となる項目について評価をしていくという形で、この総農薬方式はもともとそのような考え方でできておりますので、ご提案されている案に関して私は賛成いたします。以上です。

松井座長

ありがとうございます。亀屋委員、お願いします。

続いて小林委員、お願いします。

亀屋委員

亀屋です。ありがとうございます。一つ教えていただきたいのですが、新しく加わることになっているクロルタールジメチルの出荷量というのは、だいたいどのくらいの量があるのか、もし分かれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

東室長

資料にはございません。

申し訳ございません、今手元にございませんので、また後で調べさせていただきます。

亀屋委員

申し訳ございません。よろしく願いいたします。

松井座長

それでは小林委員、お願いします。

小林委員

小林です。

カルタップの評価方法に関して、私もこの方法で良いと思います。注釈についてですが、最後の「留意する」という記載は必要でしょうか。

これが、測定者が留意するように読めるのですが、実際に「留意する」と言われても、どうしようもないと思いますので、この「留意する」という表現は誤解を招くのではないかと思います。実際には、チオシクロラム由来のネライストキシンが含まれていることも考慮した上での目標

値の設定なので、問題がないという理解でよろしいでしょうか。でしたら、特に測定者側で留意しなくてもよいのではないかと思いますので、お聞きしました。

東室長 つまり、今の小林先生のご意見は、この改正案の加筆部分のところは不要ということでしょうか。

小林委員 いや、最後の「留意する」とありますが、具体的に何をしたらよいのかという点で、誤解を招く表現ではないかと申し上げたのです。もしこれが意図している意味があるのであれば、そこを明確にしたほうがよいですし、特に、例えば水道事業者が留意すると言われても、このことに関して対策の取りようがないのではないかと思います。私が誤解しているようでしたら、申し訳ございません。

松井座長 浅見委員からご意見をいただきます。

浅見委員 すみません。小林先生がおっしゃっているのは、「ネライストキシンが含まれる可能性がある」で文章を切ってはいかがかということかと思いますが、私もそのほうがよいかと思いました。

小林委員 あるいは、例えばチオシクロム由来のネライストキシンも考慮したものであるとか、そのような説明をすればよいのではないかと思います。この注釈は前の文で濃度の換算方法を記載しているので、水道事業者なり、測定者が最終的にこのように濃度を換算しなければならないという意味での留意事項だと思います。そうすると、その後に「留意する」と書いてあると、何かこのことに関して、事業者が対応しなければならないと読めるのではないかと思います。

松井座長 広瀬委員でしょうか。

広瀬委員 このことについてでしょうか。

私も小林委員のように、「留意」の意味が分からなかったのですが、今思い出すにつけ、各事業者はどのような農薬が出荷されているかに応じて何を測定するか決めているので、ここで言う「留意」は、チオシクロムというのは、測定対象リストに入っていないので。だからチオシクロムも出荷されているのであれば、ネライストキシンが検出されるかもしれないので、測定の対象に含むことを検討したほうがよいですよという意味なのかと思いますが、違いますでしょうか。測定時における留意の話ではないと思います。

松井座長 ありがとうございます。私も広瀬委員に近いようなことかと思いました。逆に言うと、カルタップが使用されていない流域であっても、カルタップの濃度として検出される可能性があるので、そのような点を留意しておいてくださいということかと思いました。

事務局、小林委員、浅見委員、何かございますでしょうか。

「留意」は削除してもよいですが、あってもよいかと思います。どちらでも、それほど強い意見ではございません。小林委員、そのように考えると、いかがでしょうか。

小林委員 理解できました。この文章が濃度の換算方法を上に記載しているので、これを初めて見た時に誤解を招くのではないかと。

松井座長 そうですね。換算方法のところには。

小林委員 そもそもこの注釈がどこに書かれているのかということの説明がなかったと思いますが、これは農薬リストの下に、他の注釈はすべて濃度の換算についての説明が書かれている箇所ではないのでしょうか。でしたら、ここに「留意する」と書くのはあまり適切ではないかと思います。内容としては、松井先生のご説明で理解できましたので、この文章がどこ

かしらに書かれることは私も納得できましたが、ここが適切な場所なのかを再度ご検討いただければと思います。

松井座長
東室長

そこはどうでしょうか。

事務局でございます。申し訳ございません。ご意見ありがとうございます。おっしゃる通りかと思しますので、場所と書きぶりについて、また改めて検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

松井座長

その他ございますか。

私から一点ですが、ADI とか、今のカルタップの件ですが、ADI などが出ていますが、それらはすべてカルタップ濃度換算での数値ですね。お示ししている資料に掲載している ADI については、各成分を最終的にカルタップへ換算した時の数値を掲載している形になっております。途中の文章のところのチオシクロムの ADI もカルタップ換算での ADI ということですから、そのままダイレクトにその数値を使うということですね。

事務局
松井座長

おっしゃっている通りになっております。

ありがとうございます。

他、ご意見ございますか。

それでは、議題 1 については終わりたいと思います。続きまして、議題 2 の健康診断の頻度の見直しについてでございます。

まず事務局からご説明をお願いします。

東室長

水道室長の東からご説明いたします。

資料 2 の健康診断の頻度の見直しについてでございます。まず簡単に経緯をご説明したいと思います。

3 年前、令和 4 年 6 月にデジタル庁から「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」というものが示されました。これは各省庁が所管している規制の中で、アナログ規制については、できる限り機械化、デジタル化を進めるよう、デジタル庁から指示を受けまして、各省庁で所管している法令について確認し、登録したものです。

当時の厚生労働省の水道課の方でも、水道法にかかるアナログ規制をいくつか登録したところでございます。登録後、それぞれについて検討する中で、一つだけ残ってしまったのが「健康診断の頻度の見直し」で、水道法施行規則第 16 条第 1 項に関する健康診断の規定がございしますが、これがアナログ規制である定期検査・点検の規制に該当するということで、登録後もまだ未処理という状況になっておりました。

ここでの健康診断ですが、これは病原体検査、平たく言えば検便検査のことでございます。

検便検査につきましては、各水道事業者の従業員等からサンプルをいただき、検査機関に出した後は、自動化がかなり進んでいるところでございますが、デジタル庁からさらなる規制の見直しということで、その頻度、これはこの規制に限らず、年何回とか、1 か月何回とか、頻度をできる限り周期を延長する、あるいは場合によっては廃止する必要性について検討するよう求められたところでございます。この度、事務局で見直しの考え方について整理したところでございます。

2 番、健康診断に関する水道法上の位置付けでございます。まず、法律にはどのように書かれているかということですが、第 21 条第 1 項で、水道事業者は、水道の取水場、浄水場または配水池において業務に従事している者及び施設の設置場所の構内に居住している者について、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない

ないという義務規定があります。

その下にある省令の水道法の施行規則には、具体的に記載されており、第16条第1項のところで、この法に基づく規定により行う定期の健康診断は、おおむね6か月ごとに実施しなさいとあります。

病原体が、し尿に排せつされる感染症の患者の有無に関して行うということで、これがいわゆる検便検査を実施しなさいということを示している部分でございます。

第2項は、同じ条文について、臨時の健康診断についても同様の手法で実施しなさいということでございます。特に感染症が発生した場合や、発生するおそれがある場合について、それらを実施しなさいということが書かれています。

第3項は、6か月に1回ということで、定期と臨時の診断を同じ月に実施した場合、それは重複しなくてよいという規定でございます。

ここまでする省令で、その下が留意事項通知ということで、いわゆる行政の運用面を定めた通知ということで、課長通知を出しておりまして、その中身が省令の第16条関係でございます。

これには2つございまして、1つが病原体検索、いわゆる検便検査は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とするということです。原則、この3つの病原体に対して実施しなさいとあります。必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとしします。

それから、症状につきましては、急性灰白髄炎、いわゆる小児麻痺ですとか、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症、各種下痢、腸炎。こういったものにも注意しなさいという書き方がされております。

2番目が、病原体検査については、主として便について行い、必要に応じて尿、血液その他について行うということです。基本的には検便を実施することになっております。

次のページでございます。健康診断の必要性について、簡単に記載しております。水道法上のこの定期の6か月に1回の健康診断につきましては、水道業務に従事する者の各病原体の保菌、いわゆる感染症状を示さない状態を発見するものでございまして、職員の間ですとか、水道を通じた利用者への感染症の発生を未然に防止することを目的としております。

具体的に留意事項2で説明している対象病原体につきましては、基本的には、残塩管理ができている水道事業者においては、定期の健康診断を行う必要性はあまりないという考え方があります。この赤痢、腸チフス、パラチフスは、基本的に塩素消毒で不活化できるということでございます。耐塩素性のクリプトスポリジウムのようなものもございしますが、基本的には残塩管理がしっかりしていれば大丈夫だと考えられます。ついでながら、クリプトスポリジウムについては、施設の基準ということで、別途指針を出しておりまして、ろ過池出口の濁度を0.1度以下にコントロールするということも合わせて管理するというものがあります。定期の健康診断の必要性は低いものの、むしろその公衆衛生に関わる業務の意識啓発という側面が強いのではないかと思います。

他方で、不幸な事故が起こる時は、二重、三重の想定外も重なることを踏まえますと、小規模な事業体も含めて、健康被害の事案を防ぐための防衛策の一つとして、定期的に職員の病原体への感染状況を把握しておくこと自体は必要でございます。また、この資料には記載しておりませんが、他の法令では、この検便検査はどのようなになっているのか

を補足いたします。

まず一つは食品衛生法でございます。法令の中には記載されておられません、マニュアルがございまして、そこに大規模な調理従事者に対しては1か月に1回の検便、これは具体的には腸管出血性大腸菌の検査も含めた1か月に1回の検便を求めています。

また、冬場、10月から3月については、必要に応じてノロウイルスの検査を実施しなさいということになっております。

二つ目に学校給食法がございまして、ここも法令レベルではなく通知レベルで、管理基準というものがございまして、そこには、学校給食従事者につきましては1か月に2回の検便とあります。これは具体的には、赤痢、サルモネラ属菌、0157という書き方をしております。

水道法に書かれている腸チフスとパラチフスは、サルモネラ属菌の一種ということで、サルモネラ属菌という広い概念のものでございまして、こういったものについて、給食の従事者に対しては実施しなさいとあります。

また、ノロウイルスによる疾患の症状がもし従事者に出てくれば、ノロウイルスの検査も実施しなさいと検便を実施しなさいという基準になっております。

三つ目に建築物環境衛生法、いわゆるビル管法がございまして、こちらにつきましては、管理要領の中で、これも通知レベルですが、貯水槽の清掃作業員の検便義務として、6か月に1回検便を実施することになっております。

我々の調べた限りでは、この3つの事例がございしますが、食品衛生についても、学校給食についても、直接食品を扱う調理する者であるということです。貯水槽の清掃作業員につきましても、利用者の方に最も近いところの作業員ということですので、これらと比べると、水道事業従事者は、上流側での作業員ということなので、単純に比較はできないのではないかと考えております。

本文に戻りまして、4番の見直しの方向性でございます。

検査の頻度でございます。現在6か月に1回ということでございしますが、定期の健康診断の実施につきましては、説明しましたとおり妥当であると考えております。これまで水道の職員に由来する集団感染症の発生は、報告が実はないということもありますし、業務の負担軽減の観点から検査頻度を見直す意義があると考えております。

水道事業者は、定期的に人事異動もありますし、定期的な意識啓発の観点から、水道法施行規則を改正して、年1回にすることはどうかというのがまず第一の提案でございます。

それが2つ目の提案の臨時の健康診断についてです。

こちらでございしますが、実際に考えられる感染リスクを考えてみますと、例えば水道施設所在地近傍で腸管出血性大腸菌の感染症が発生した時、これは0157が一番有名ですが、026や0111というものもありますので、「等」と記載しました。また、ノロウイルス、先ほども食品衛生や給食の分野でも話題になっているもののよう、国内でも発生事例が比較的多い特定の感染症が流行している場合などが考えられます。

また、水道業務に従事する者が対象とされる感染症が流行している地域に直近まで渡航されている場合なども考えられます。

そのような状況が見込まれる場合は、必要に応じて臨時の健康診断を実施することや、当面の間、発熱、下痢等がないことを水道業務に従事す

る者に対して確認することが有効であると考えております。
提案といたしましては、この留意事項通知の中に、こういった上記のような状況が考えられる場合には、臨時の健康診断の実施や、発熱、下痢等がないことの確認を推奨することを明記したいと考えております。
なお、腸管出血性大腸菌感染症にかかる健康診断実施という通知はかなり古いのですが、平成8年に出しております。これは約30年くらい前に0157がかなり話題になった時ですが、この時に当時の伝染病予防法（現在の感染症法）で、当時の指定伝染病に腸管出血性大腸菌感染症が指定されたということでございまして、これに連動して水道事業者に対する臨時の健康診断の実施について、当時の厚生省から通知を出しているところでございます。

また、参考までに主要な事業体に聞いたところ、基本的に現在の留意事項通知にある赤痢、腸チフス、パラチフスのみならず、今補足で申し上げました0157についても、セットで実施している自治体も少なくない状況でございまして、留意事項通知に0157とノロウイルスについて明記したいと考えております。

今後のスケジュールでございしますが、本日、方向性について了承が得られましたら、パブリックコメントを実施いたしまして、その後中央環境審議会の小委員会で報告を行い、年度内に施行規則と留意事項通知を改正したいと考えております。説明が長くなりましたが、以上でございます。

松井座長 ありがとうございます。それではご意見、ご質問をお願いします。
では、伊藤委員、亀屋委員の順でお願いします。続きまして、泉山委員をお願いします。この順でお願いします。まず伊藤委員。

伊藤委員 健康診断の対象になるのは、あくまで水系感染症に関連する病原体を検出することが念頭にありますよね。
その観点からすると、2ページ目のアンダーラインが引いてある健康診断の実施の箇所、発熱、下痢等がないことの確認を推奨するというこの内容が、水系感染症に限定することから一気に広がっているように思うのですが。

つまり、新型コロナや、インフルエンザ、あるいは極端に言えば普通の風邪などにも適用されているように見えるのですが。

そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

東室長 ご質問ありがとうございます。まず、対象につきましては、基本的には水系感染症と認識しております。ただ、発熱、下痢等がないことの確認というと、必ずしも水系感染症由来ではないものもあるというご指摘かと思えます。ただ、見逃すということも好ましくないということで、その確認を推奨するという「確認すること」という表現ではなく、そこは臨機応変に各水道事業者にご判断いただくという意味で、このような書き方にしております。

伊藤委員 分かりました。
臨時の健康診断の実施というところまでは、水系感染症の原因になるものを検出するのが目的なのですが、それからさらに広めて、発熱、下痢等がないということも留意してくださいという、そういうことですね。

東室長 その通りです。

伊藤委員 水系感染から広がってしまうけれども、安全側の観点から、そのようなところにも留意し確認することを推奨するという。そのような意図ですね。

皆様がその点も含めてよろしいということであれば、問題ないかと思います。

松井座長
亀屋委員
ありがとうございます。それでは亀屋委員、お願いします。
亀屋です。ありがとうございます。
内容についてではないのですが、デジタル庁からの要請で業務の負担軽減という観点はよく理解できますが、やはり見直しの方向性として、健康に関わることで、公衆衛生に関わる業務の意識啓発をさらに充実していただくということを前提に回数、頻度を減らすというニュアンスのことも、見直しの方向性の考え方の中に記載しておいていただけると、少し安心できるのではないかと思います。以上です。

東室長
ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、安全に関わることで、安易に規制緩和は馴染まないと考えております。
ただ、定期の6か月に1回を闇雲に実施するのではなく、必要に応じた臨時の検査を充実させたいということで、今回、留意事項通知の中にノロウイルスと0157も含めて追記したいと考えております。
ご意見ありがとうございました。

松井座長
泉山委員
ありがとうございます。泉山委員、お願いします。
泉山です。
事故がないという話が記載されているのですが、これは水道事業体の方々が日頃から注意してくださっていることで事故が防げている側面もあり、そのあたりは誤解が無いようにしたほうがよいのではないかと思います。現実問題としては、飲食店でどれだけ気をつけていても事故が起きてしまっていますし、小さな井戸ですとか、そういうところで水系感染症が起きてしまっているのは事実です。大きな水道事業体では大丈夫かもしれませんが、小さいところでは防ぎきれないことが生じてしまうかもしれないと、注意を払っていただければと思います。コメントということでお願いします。
それから、労働衛生の観点で年に1回健康診断を実施して、そのついでに検便も行うことであれば、確かに負担が少ないので、それはその通りでよいのではないかと思います。
それから、塩素消毒をしているので大丈夫という意味のようなことが記載されているところ。寄生虫のクリプトスポリジウムをはじめとして、耐塩素性の病原微生物がありますので、塩素消毒があれば、残塩管理ができていれば、病原体の対策ができていて健康診断しなくてよいという考え方は危険ですので、これは誤解がないようにしていただきたいと思いました。私からは以上です。

東室長
貴重なご意見、ありがとうございました。
1点目、2点目については貴重なコメントをいただいたところでございます。3点目の、残塩管理ができれば大丈夫だということについては、大方大丈夫だという意味で記載させていただいたところですが、具体的にこのように記載したほうがよいというアイデアなどございましたら、泉山先生、いかがでしょうか。

泉山委員
そうですね。後ほど考えてみたいと思います。
この書き方すぐには思いつかないのですが、例えば飲食店などでは加熱調理をしているので大丈夫だという話にはならないと思いますので。やはり、塩素消毒、残塩管理ができていれば大丈夫だというのは、言い過ぎかと思いました。水道水に触れるような業務をされる方もいらっしゃる、上流側だけではなく下流側で実際に作業される現場職員の方もいら

っしゃるので、そのようなことを考えると一律にこだわらず、必要があれば、水道水に触れる業務が多い方であれば、短期で実施するなど、検査の期間を調整していただければよいのではないかと思います。以上です。

松井座長 ありがとうございます。それでは、3. 健康診断の必要性についてはもう少し修文が必要ということでございますね。

それでは、続きまして、西村委員。

西村委員 西村です。

年1回にするということに関して、賛成です。

様々な観点から、1回にしても大丈夫かと思えます。ただ一つお聞きしたいのですが、今まで年2回の定期検査ということであれば、大きく1年を分けた時に、暑くなる時期と寒くなる時期に1回ずつ検査ができるということがありますが、現在ここで挙げられている感染症などは、四季を通じて起こりうる可能性があるということは承知しておりますが、季節性の点で、年2回から1回に下げたところで、定期検査の時期というのは、留意事項として提示されるようなことはあるのかどうかをお聞きしたいと思いました。以上です。

東室長 ご意見ありがとうございます。年1回でよいのか、事務局で議論した時に、そこも季節性を考慮する必要があったら、回数を6か月に1回のままでよいのではないかという意見もありましたが、ただ、現実的に、水道事業者に対する検便検査で、陽性事例という報告事例はもう聞かないというのが現実で、そういった意味で検査が有効に働いていると言いはないのではないか。むしろ、必要な時に臨時の検査をしっかりと実施したほうがよいのではないかという議論になりまして、基本的には年1回検査するが、その周辺で流行がある感染症が出てきた場合など、そういった場合をしっかりと見ていくべきだという、そのようなことで、このような提案をさせていただいたところでございます。

西村委員 どうもありがとうございます。よく分かりました。

それで、私もその考え方でよろしいかと思いますので、年1回にするということに関しては、特に異論はございません。以上です。

東室長 ありがとうございます。

松井座長 ありがとうございます。それでは泉山委員、よろしいでしょうか。

泉山委員 季節性の変動に関してですが、夏場にバクテリアが多く、冬場にウイルスが多いという季節性の変動があるかもしれませんので、そのあたりを考慮して試験する時期を選んでいただくとか、あとはやはり必要に応じて臨時の検査を入れていくということでよいのではないかと思います。定期検査を1年に1回、それを健康診断のついでにと理解しております。ありがとうございます。

松井座長 ありがとうございます。他にございますか。

それでは、この議題についてはもう少し文章を考え直すという点もありますが、その点、お願いしたいと思います。

それでは、他になれば議事を進めて、その他のところに行きたいと思えます。その他のところで何か委員から、ご意見・コメントございますでしょうか。

浅見委員、お願いします。

浅見委員 ありがとうございます。

本日の参考資料の方につけていただいているのですけれども、こちらについて、令和4年度のデータについては、特に何かご説明とかコメント

松井座長
浅見委員

はございますでしょうか。

今、私の方から2点ほどコメントさせていただいてもよろしいでしょうか。

資料1の参考1ですね。どうぞ。

ありがとうございます。

こちらの、以前もつけていただいたかなと思いますけれども、今回も令和4年度のを、最新ということで、出させていただいております。やはり、このようなデータ収集というのは非常に重要であると改めて拝見しているところです。デジタルのご指摘がありましたけれども、ぜひこのような水質の検出状況のデータを、一刻も早く集めていただいて、基準超過等があった時には、直ちに改善ができるようにということで、スピードを上げていただきたいと思います。

もう少しで令和5年がまた集まるのでしょうか。来年の最初になるかもしれませんが、やはり2、3年近く経ってという形になってしまいますので、ぜひ、そこはスピードを上げていただけるとありがたいと思います。

もう1つが、他の項目のことなのですが、本日は個別の項目のお話が多かったのですが、一般細菌ですとかpHですとか、ランゲリア指数のあたりの数値のことで、コメントをさせていただきたいと思います。

まず、基準項目の一般細菌なのですが、100個/mLということで決められているのですが、これの基準超過が相変わらず続いておりまして、やはり細菌が多いというのは採水方法として徹底されていない場合ですか、あと、本当に細菌が管路の中で残ってしまっていて、それが検出されるというようなことがあると思いますので、ここは下げていけるようにというのが重要であると思います。基準超過がポツポツある点に関しましては、これまでもご報告等あったと思いますが、引き続き、モニタリングとご報告の徹底をお願いしたいと思います。

基準項目のpHと、あと、管理目標設定項目の26番、27番にあたりますpHと腐食性ランゲリア指数。あと、遊離炭酸も若干関係すると思いますが、このあたりのことについて、今回も改めて数字を拝見いたしますと、性状項目であるのですが、pHの酸性側のところが、かなり多いということがございます。このデータだけでは分からなくて、水道統計の方ですとか、別のデータ等も当たらせていただきましたところ、pHの最低の値が6.5を下回るようなところが700件ほどあるという状況です。また、腐食性のランゲリア指数が、2,700あまりの調査地点に対しまして、マイナス1以下のところが1,800程度あるというふうにお伺いを致しております。このpHとかランゲリア指数は、管路の維持管理にも非常に重要な指標であります。

また、管路からの金属の溶出ですとか、あと、この管路の状況を示す非常に重要な指標だと思いますが、こちらの値が非常に低い場合ですとか、管理がなかなか難しいといった場合が散見されていると思います。このような点につきましても、今後とも十分注意を払って、特に、鉛の溶出ですとか他の金属の溶出の点でも、pHが低いということは、他の水質にも大きな影響を及ぼすと思いますので、留意をお願いしたいと思います。国交省のほうでも、鉛については、引き続き、どのような対策を考えていただいているところかと思いますが、ぜひその中でも、pHとかランゲリア指数の件に関しましては、ご留意いただければと思います。すみません。以上です。

松井座長 ありがとうございます。事務局の課題でしょうか。
これについて、考えているところがございましたら。今回は対象では
ありませんが、今後検討しなければならないところがございましたら。

東室長 浅見先生から非常に貴重なご意見、多数いただきましてありがとうございます。
1つ1つ、我々も勉強不足なところもあるのですが、まず最初
にご指摘がありました、そのデータのスピードアップについて。ここに
まとめているデータは基本的に日本水道協会からいただいているデータ
ということで、日本水道協会の方は各都道府県を通じて、水道事業者に
データを聞いて取りまとめているという、そこをスピードアップしてい
ただければという話です。
以前から浅見先生からずっと言われていることを承知しているところで
ございます。最近 DX 化というか、まさにデータのデジタル化を進めなけ
ればならないということは、環境省の方とも認識しておくべきところだ
ですが、先日から、データ収集をスピードアップできないかというのは、
日水協さんとも議論は始めているところではございます。引き続き検討
していきたいと考えております。
pH と、ランゲリア指数について。ご案内の通り、pH の水質基準は 5.8
から 8.6 という、かなり幅を持たせた形であるということで、これもそ
もそも、かなり古い時代に設定した数字であると聞いておりますが、そ
もそも水道の原水が、我が国で、酸性化に偏っているものや、アルカリ
性に偏っているものもございますので、原水処理の観点から広く持たせ
たということです。ただ理想的な値については、管理目標設定項目の中
で 7.5 程度という、これを目指すようにという指導はさせていただいて
いるところでございます。
いただいているデータは、度数分布を見ますと 7.5 に近いデータを出し
ていただいているところが多いのですが、先ほど浅見先生からのご指摘
がありました通り、6.1 とか 6.2 といった、かなり低い値のところもの
もございます。そういうところはお指摘がありましたように、腐食性が
かなり高い水であるということで、鉛が残っている給水管もあると聞い
ておりますので、これらの対策につきましては、また国交省とも連携し
て対応を今後検討していきたいと考えております。
事務局からは以上でございますが、もし先生方からご意見、あるいはご
質問がございましたら。お聞かせいただければ幸いです。

松井座長 ありがとうございます。浅見委員よろしいでしょうか。
浅見委員 すみません。ありがとうございます。
松井座長 ありがとうございます。他にございますか。
よろしいでしょうか。それでは私から 1 点申し上げます。今日、農薬の
ことで、資料を見させていただきましたが、今ちょうど画面に出ている
下の方にも農薬のデータが出ておりますが。検出が非常に。検出されて
いない農薬などもたくさんありますし、それから今日、出荷量について
もコメントがありましたが、新たに使われている農薬や、出荷量が増加
している農薬などもございますので。一度、この対象農薬リストについ
ても、見直しを検討した方が良いのではないかと思います。以上で
す。

東室長 ご意見ありがとうございます。
対象農薬は 115 個ありますが、これは 7 年ぐらい前に私が厚生労働省で
担当していた際にも松井委員からご指摘を受けて、定期的に見直すスキ
ームを作ったところでして、それから数年間は作業を実施し、実際に色々

と入れ替えをしていたということは確認しております。
その後、あまり更新が進んでいなかったということであれば、見直しは進めていかなければならないと考えております。

松井座長

一方で、環境省は、当時の厚生労働省時代から研究費を設けて、原水中の農薬の種類や検出頻度などの調査も、環境省に移管されてからも請負契約で進めているところでございますので、ある程度データがまとまった段階で必要に応じて見直しを進めていきたいと考えております。これも、関係の先生方、本日の検討会の委員でもいらっしゃる方もございますので、ご協力いただければと思います。説明は以上でございます。ありがとうございます。その他ございますでしょうか。手が挙がっていないようですね。

事務局

そうですね。それでは、その他の議題も終わりましたので、本日の議事は全て終了いたしました。事務局に進行をお返ししたいと思います。本日は貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。本日の議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、皆様にご確認いただいた後、ホームページで公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。
以上をもちまして、閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。